

# 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年4月17日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 川 崎 輝 通

平成30年4月17日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 参考人の出席要求及び証人の出頭要求について 塚元年弘氏 ② 参考人の意見聴取について 塚元年弘氏 ③ 証人尋問について 塚元年弘氏	継続調査	—



## 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年4月17日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午前10時40分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	山本恒道
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		田口健作		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	塚元年弘			
証人	塚元年弘			
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主事	楠戸祐介
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

### 午前9時31分 開会

○川崎委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり御報告申し上げます。

4月5日開催の委員会において決定した記録の提出につきましては、関係者から書類を提出いただいております。書類は事務局にて保管しておりますので、閲覧を希望される方は事務局に申し出てください。

なお、記録の閲覧で知り得た情報につきましては、本特別委員会の調査以外には使用できませんので、あわせてお願いいたします。

それでは初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますのでごらんください。

本日、4月13日に開催された委員会の決定により、参考人の意見聴取並びに証人尋問を行いますが、これらの決定に当たっては、幹事会での事前協議会が未調整でありましたことを深くおわびいたします。時間が5月末で閉会ということで少し焦ったことをおわびします。

今後の委員会の運営につきましては、幹事会の協議会に基づき行っていくことを確認いたしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日委員会開会前の幹事会において、参考人として意見を聞こうとする事項並びに承認として証言を求める事項についての調整を終え、別紙のとおり、議長に対してそれぞれ要求をいたしておりますので、お知らせいたします。

この際、事務手続がおくれておまして、参考人並びに承認の出席要請にかかわる手続を行うため、暫時休憩いたします。

### 午前9時33分 休憩

### 午前9時57分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 参考人招致（塚元年弘氏） \*\*\*\*\*

それでは、参考人の意見聴取についてを議題とします。

委員会の決定により、地方自治法第100条第1項及び備前市議会委員会条例第29条第2項の規定に基づき参考人からの意見聴取を行います。

なお、参考人は地方自治法第100条第1項後段の証人とは異なり出頭、証言等について法的に強制されることはなく、第3項に規定される罰則を科されることはありません。参考人に対する意見聴取につきましては、あくまでも本特別委員会の調査目的を達成するために行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人に入室していただきます。

暫時休憩します。

**午前9時58分 休憩**

**午前9時58分 再開**

**○川崎委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ですが、資料1の意見を聞こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言を願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず初めに、旧アルファビゼンにおける野菜工場の運営の経過について発言をお願いします。

どうぞ。挙手だけで結構です。座ったままで結構です。

**○塚元参考人** アルファビゼンのことで、あそこで野菜を1階で育つことはないんです。暖房が入ってないし、常温22度から25度が野菜に要るんです。水耕栽培というのは温度がないと必ずできんのです。それをできたように見せとるから、僕はインチキじゃ言よんです。それで、水道では育たんです。水耕栽培というのは、培養土というて何か7種類ぐらいの栄養分を根っこから吸うようになってんのです。上からかけるんじゃなしと。そういう設備もないし、あと4つ、5つ僕が調べた中では、何の設備もないんです。それで、議員さんみんなに見せて、それは育った場所は自分は知ってますけど、それはちょっと今話し合いしようんで待ってください。へえで、絶対育たんのを見せてインチキだけがわかったらいいんで、お金の絡んだことはもう調べんほうがいいと思います。

以上です。

○川崎委員長 以上で塚元年弘氏に対する1回目の質問に対する意見聴取は終了しました。

関連質問のある方は挙手の上、尋問をお願いします。

橋本委員。

○橋本委員 この野菜工場の運営について、何が問題なのかちょっとよう私もわからんのですけれども、何で幹事会がこういった質問事項で呼びしょうということになったのかようわからんのですけど、1点参考人にお尋ねをします。

この旧アルファビゼンの1階で野菜をつくりよんのは、私らも議員として視察に行ってみてきました。葉レタスというんですか、レタスの葉っぱだけのやつ、それをつくりようたように思います。ところが、今参考人の発言では、これはよそでつくったものをそこへ持ってきて、いかにもそこでつくりようんじゃというふうに見せただけだということのようですね。

〔「そうです、はい」と塚元参考人発言する〕

何のために相手はそんなことをしたんでしょうかね。私は意図がわからんのです。そうせざるを得なかったという意図について、もし推測できるのであれば教えてください。

○川崎委員長 参考人どうぞ。

○塚元参考人 それは、吉村さんしかわからんと思います。運んだのは義一さんですから。だから、幡上義一さんと呼んで聞いたら、野菜のことは言うでしょう。それから、何でそれをしたというてわかるのは吉村さん一人です。ほかにはわからんです。

〔「何が問題かわからん」と橋本委員発言する〕

ええ。ちょっといいですか。

○川崎委員長 はい、どうぞ。

○塚元参考人 マスダとキムラと両備に視察に行っとなです。で、両備の人がアルファビゼンに視察に来られとなです。そのときはがらんどやっらしいです。ほいで、タナカヤさんというて備前で一番古い金物屋さんがあるんですけど、そこに自動車教習所の方が2人来て、棚を買いたいと、蛍光灯とかいろいろね。そのときに番頭が、現金がないから保証人は言うたら、保証人はおらんと。それで、タナカヤさんは断っとなです。備前でタナカヤさんとヨシムラさんとで断る必要は何にもないんです。だから、おかしいことばっかしやから自分は調べよるんで、インチキってわかったらそれだけで僕はいいんです。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 私、何回聞いても、旧アルファビゼンの1階を野菜工場としてカムフラージュする目的が全然わかりません。委員長のほうでそういったことを何かお聞きになっとなであれば教えてください。こういう質問項目を設定したというのは、私は意味がわからんのですよ。何のためにあそこを野菜工場にカムフラージュしなければならなかったのかという理由がわかりません。わかります。

○川崎委員長 いや、私に聞かれても。ただ、状況として野菜工場の運営が、塚元氏はインチキ

臭いというか、実際の本当の野菜を栽培する工場ではないという証言として私は聞いておればい  
いのではないかなと思いますんで、私が運営したわけでも何でもないので、カムフラージュだと  
かインチキだと言われても、その理由は私が知り得ない範囲のことだと思います。

橋本委員。

○橋本委員 ここは、NPO法人の片上まちづくりですか、そこから転貸借ということで又貸し  
を受けておところが野菜工場を運営しとったわけで、それが野菜工場であろうがなかろうが、  
法的には私は問題ないんじゃないかなと思えるんですが、それをあえて野菜工場としてカムフラ  
ージュをした、そうであろうと言われるんですが、その意味合いがいまだにわかりません。何の  
ためにカムフラージュをしたんかというのがね。もし参考人がそこら辺を推測できるのであれば  
教えていただけたらと思います。

○川崎委員長 塚元参考人。

○塚元参考人 推測だけでいいんですか。

〔「はい、いいですよ」と橋本委員発言する〕

推測は、補助金か助成金かどっかからお金を借っております。だけど、それは調べても難しい  
んですわ。だから、それが疑問なら、吉村さんに会いに行けばいいですわ、百条で呼ばんと。  
で、会うて話し合いすればいいですわ。自分はそう思います。

〔「備前は出してねえわ、少なくとも」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、2番目の質問に移りたいと思います。

旧アルファビゼン長いこと閉鎖状態がありましたが、相当汚れた状態であったと思います  
が、2階、3階などは電線がたれていたというふうな状況を私も確認しておりますが、その点に  
ついて塚元参考人から証言をいただきたいということでよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○塚元参考人 天井をふたしたところの中に、電線を切つとんがあったらこれは犯罪になるん  
です。本当は証拠隠滅なんですけど、ふたした人が犯人に近かったら証拠隠滅は問えんです。そ  
それで、入札妨害というて、競売何とかという法律があるんです。その中に入札妨害とあります  
から、恐らく安う市のほうが被害額を出すのにふたしたとしかとれんです。じゃから、委員長と  
副委員長がアルファの鍵を借りて、自分らを連れて行って、はぐって、それを新聞社の人も一緒  
に見て、はぐって電線を切つとったら僕は告発するべきじゃと思います。

○川崎委員長 関連質問。

橋本委員。

○橋本委員 これもちょっと状況がようわからんのですけれども、参考人は一旦天井の中の電線  
を切つとると。それを後々発見されにくくするために何かでふたをしたと。それは法律に違反す  
る行為であるということをお願いいたしませんか。

〔「そうです」と塚元参考人発言する〕

○川崎委員長 どうぞ、参考人。

○塚元参考人 ふたした法律ですか。それとも、どれが聞きたいんですか。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 まず、天井の中にある配線をとこところで切断したというのは、これは器物損壊に当たるわけです。それを取ってスクラップで売ったわけじゃないですか。器物損壊ですね。それをカムフラージュするためにそういうところのふたをしておいたら、証拠隠滅という格好ですね。

〔「ええ、そうですね」と塚元参考人発言する〕

それを誰かがやっとなんていうことなんですか。

〔「らしいです。自分に見せてくれたら、だからアルファの鍵は自分では自由にならんですからね。そやから、百条委員会は自由になりますから、委員長と副委員長さんが僕らを連れて、その天井のふたしとるところを職員さんと撮って、ほいで新聞社の方にも見せたらいいですわ。それが告発の材料です」と塚元参考人発言する〕

私は以上でええですよ。

○川崎委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そういう片づけたというふうな状況は、一、二回、見る中できれいに整理整頓されたという状況は、多くの古いここの議員は確認してると思います。新しい議員は確認してないかもわかりませんね。まあ必要であれば、当然切って天井にふたして、器物損壊なのか、入札妨害という意味がもう一つよく理解できてませんが、これは被害届を出す意味においてという意味でしょうかね。もう一点だけ参考人から確認したいと思います。

はい。

○塚元参考人 被害額の想定を市が2遍も3遍も入札しとるはずないです、何ぼ被害がかかったかを。そのときに、電線を隠せば隠すほど安うなるんです。安う見積もらすために、隠したとられるんです。

○川崎委員長 業者委託は入札だったかどうかまではちょっと今記憶にございませんが、1社か2社、2社目に今お願いしているのかな、1億円……。

〔「出たよ」と橋本委員発言する〕

出たんかな。2回とも出たんかな。

〔「出たよ。それは私が委員長の委員会ですよ」と橋本委員発言する〕

濟いせん。そうですか。調査依頼して、調査被害については1億円強でしたか、出たと思



ますんで、その辺についても必要ならば確認ということさせていただきます。

〔「よろしく」と塚元参考人発言する〕

ほかにはございませんか。どうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、参考人が参考になる写真を持ってきていただいているようですので、休憩して各委員に閲覧していただきますので、しばらくの間休憩いたします。

**午前10時12分 休憩**

**午前10時15分 再開**

**○川崎委員長** それでは、委員会を再開します。

今、先ほど閲覧いただきました写真についてですね、写真だけではもう一つ理解が深まりませんので、提出していただいた写真の説明について証言をお願いします。

どうぞ。

**○塚元参考人** 平成23年の4月か5月ごろに、エレベーターの棟のところに3分の1ぐらい大きな電線が垂れ下がって、その隣に屋上から五、六メートルぐらいですか、先が釣り針みたいに曲がった。ほいで、見ようと思ったら屋上の分は上に上がってなくなった。ほんで、道路に白の1トン車でナンバープレートが3つのやつを置いていて、その向こうに中電の大きなんがありますわ、木の枠が。あれの大きいの中くらいのを2つ置いてあって、それでアルファの歩くところがありますが、歩道が。歩道とアルファに電線をようけ立てかけとった。そのときに1人男がおって、僕より背が高い。ほいで、長袖を着とったようです。それをじっと見ようって、ほいたら裏から2人声が聞こえたんじゃけど、ぴたっとやんで来なくなった。ほいで、ナガイさんに、おい、何かしょうるでというて言うたら、ナガイさんが、太陽光するからな言うから、ああ、そうかな思うとったんじゃけど、太陽光は一切そんな話は出てないから、ナガイさんに誰かが——僕の連れですけど——言うtonですわ。今、そこと折衝して話し合いが入ってますから。

〔「何の話し合いに入っとる」と橋本委員発言する〕

**○川崎委員長** 委員から、ちょっと正式に言って。

**○橋本委員** いやいや、今折衝して話し合いに入っとるというのは、どういった話し合いに入っとんか、ちょっと内容を教えてください。

〔「いいでしょうか」と塚元参考人発言する〕

**○川崎委員長** どうぞ、塚元参考人。

**○塚元参考人** 6月1日から司法取引が始まりますから、だから切った人は皆自主的にここの百条なら百条で言うて、検察庁に自首すると、署名運動が起きたら帰るんですわ。ほとんどの人が、切るのに対して半分業務で切っとると思うんです。じゃから、僕は話し合いをしても、出ようやと、終わらそうという話を今しよんです。僕の見た人間の写真を集めてくれというて今言ようになりますから。ほんで、手伝うというてみんな言ようになりますから、そこから先は話し合いが済ん

だら、百条に僕が連れてきます。

〔「これ、委員長、こないなんは参考人で聞くような話じゃねえで」と橋本委員発言する〕

いや、参考人ですよ。

〔「いやいや、証人じゃわ。知っとられるんじゃないろう」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 いや、まあまあまあ、そりゃ本人が……。

〔「塚元参考人は、旧アルファビゼンのケーブル、電線の太いやつ、それを切った人を知っとられるんですか」と橋本委員発言する〕

〔「いや、切ったかどうかは、中は見てないんですわ。外の車の横に立てっと思ったんは見たんです。せやから、今話し合いをしようんです」と塚元参考人発言する〕

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 少なくとも、旧アルファビゼンから電線を引っ張り出して、トラックに乗せたのを見た人を知っとられるんですか。それとも、塚元参考人がそれを見たんですか。

〔「そうです。まだトラックには何も積んでなかったですね。歩道の横にずっと並べとったです。僕だけじゃなしに、ムラオカさんも皆本当のことを言い出したら、みんな見てますわ。ただそれだけです」と塚元参考人発言する〕

○川崎委員長 塚本さん、発言するときには手を上げてください。名前を呼びますから。

〔「はい、わかりました」と塚元参考人発言する〕

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それらは、警察にこういうことがあった、私はそういうのを見ましたと、同伴者もおりますというようなことを警察にはお知らせしてないんですか。通報してないんですか。

○川崎委員長 塚元参考人。

○塚元参考人 ちゃんと話し合いしてます。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 でも、そういったことは私らも今初めてお聞きしたんですけれども、警察がそういったことを完全に取り上げておらない。取り上げておったら、もっと捜査は進んどると思うんですけれども、何ら動いてないということは、余り塚元参考人のそういった証言に信憑性がないと警察は見とんでしょうかね。よう私はわからんのじゃけど、今初めて私は聞いたんです、そういう話を。

○川崎委員長 塚元参考人。

○塚元参考人 先月、備前署に行って話し合いが始まったんで……。

〔「先月」と橋本委員発言する〕

〔「はい」と塚元参考人発言する〕

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 これって、もっと以前から「広報びぜん」にも、それから議会だよりも、旧アルファビゼンの電線の盗難事件に関していろいろ見たり聞いたりしたことがあればお知らせくださいということで、広く市民に訴えたんですけれども、それらを見られとったらもっと早くにそういう証言内容を教えてほしかったなと思うんですけど、何で今まで黙つとられたんですか。

○川崎委員長 塚元参考人。

○塚元参考人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、あれがおりのまでは自分と言う気ないです。もうおりののがわかっただけですよ。

○川崎委員長 ちょっと個人的中傷になるようなことは、参考人、避けてください。

〔「あ、そうですか。はい。済みません」と塚元参考人発言する〕

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で参考人としての証人尋問を終わります。

\*\*\*\*\* 証人尋問（塚元年弘氏） \*\*\*\*\*

続きまして、正式な証人としてこれから宣誓をいただきまして発言をいただきますので……。

〔「休憩するんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

いや、もう本人が同一人物なので、続けてやりたいと思います。

初めに、本で行う証人尋問について、お手元に配付しております資料2に基づいて説明をさせていただきます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出させていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。こ

の宣誓についても次の場合はこれらを拒むことができることになっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

証人にはこれらの資料をもとに事前に説明を行っております。

それでは、参考人の意見聴取に続き、これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれらに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料2としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

**○塚元証人** はい。

**○川崎委員長** ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立を願います。

**○塚元証人** 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も加えないことを誓います。

**○川崎委員長** 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証人は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して証言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンの疑惑調査について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより塚元年弘証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは塚元年弘さんですか。

はい、どうぞ。

○塚元証人 はい、間違いないです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

塚元証人。

○塚元証人 はい、間違いないです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず最初に、旧アルファビゼンの電線に関する目撃証言をお願いいたします。

塚元証人。

○塚元証人 平成23年5月前後に、電線を切られて、エレベーターのところの棟に10メートルぐらい下がったです。大きな電線でした。へえで、先が釣り針のように右に向いて曲がったです。ほれから、屋上から同じ棟のちょっと横で、それも右に曲がって、6メートルぐらい下がったです。ほいで、男が1人立って、下の道路に、ムラオカさんのところまで行かずに、薬屋さんの前ぐらいに白い1トン車がとまっちゃったです。へえで、ナンバープレートが3桁やったです。ほいで、アルファの歩道とアルファに立てかけてようけ電線の束が並んどったです。今、僕が見た人と話し合いをするのに、いろんな人に協力を受けてやっております。

○川崎委員長 関連質問をお願いいたします。

橋本委員。

○橋本委員 塚元証人はその現場を目撃されましたか。

○川崎委員長 塚元証人。

○塚元証人 はい、自分は見ました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 塚元証人以外に何人ぐらいの人がその現場に居合わせましたか。

○川崎委員長 塚元証人。

○塚元証人 現場におったのは、僕とその背の高い男と2人です。ただし、店が、昼間ですから、ムラオカさんも隣のこっち側の薬屋さんも皆あいてますから。ほいで、僕が見たのは1日やけど、恐らく1日そこらではないと思います。だから、僕がこうやって出て、もう今話し合いに入ってるから、その中で多分片上の人がもう終わらさんか言うたら、見たという人が、僕は、この席には誰も立たんと思います、だから陳情書を集めるしかないと思います。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、その電線を撤去する作業に携わっておった人は、どういう人かわかります

か。

○川崎委員長 塚元証人。

○塚元証人 わかるというより、僕ははっきり顔をまだ覚えてますから。ほいで、裏で話し声が聞こえたんはちょっとわからんです。それから、上から屋上でするすると上げたんが1人おるんだけは確かです、1人か2人かわからんですけど。

それから、アルファの中でドスンドスンと大きな音がしょうたんも確かです。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 電気工事の関係者であるか、あるいは一般の人、つまりあれは取られてスクラップか何かわかりませんが、売却されとるみたいなんですよね。それで被害が出とるわけなんで、それら作業に携わった人が電気工事の関係者なのか、あるいは泥棒さんなのか、そこら辺を私らは知りたいんですが、それは判別できませんでしたか。

○川崎委員長 塚元証人。

○塚元証人 平成23年の4月より前やったと思うんですけど、野菜工場がまだ何にもなかったです、自分が入ったときに。そのときにあった発電機が赤色なんですわ。それで、脚立を立てて足場をつくって何か作業をしょうたです。その足場をつくった脚立はその家にあるんです。だから、赤い発電機もあるし、1トン車もあるし、3ナンバーじゃし、ほいで普通の家では絶対ないですから、中電の輪っかみたいなやつは。それが2つあるんを自分は見とって、最近1個です。それで話し合に入っとります。

〔「はい。よろしい」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはございませんか。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、2つ目の質問に入ります。

旧アルファビゼンの電線盗難にかかわる被害届と告訴状の問題について、証人の証言をいただきます。

塚元証人。

○塚元証人 西岡さんが亡くなるとるからちょっと無理なところもあるんですけど、本来4カ月も被害届を出さんというのは法律に触れるし、捜査妨害に当たるんです。自治法の中に必ず何かひっかかります。これは公共物ですからね、アルファは。それで、市長がその判こを4カ月押さなんだというのはおかしいし、被害届が156万円で絶対にあり得ん話やし、市長は中国保安部の書類を見とるはずなんです。中国保安部の書類は7月に入るとるから、備前市に。それに1億円ぐらいかかると中国保安部は書いとんじゃから。だから、それは156万円と書いたと同時に、それは判こを押したら虚偽文書作成に当たるんです。ほいで、備前市に出したら同執行で懲役1年から10年です。2つ合わせると1年から15年です。吉村さんも一緒です。告発状に判こを押した、それが156万円と書いたと同時に虚偽文書になるんです。じゃから、告発しまし

ようときょう言いに来たわけです。

僕に何でその書類を見せんのかようわからん。僕が一番詳しいはずなんです。ここに議員さんはようけおるけど、そうアルファのことばっかしにかかわれんでしょう。自分がかかわってますから。じゃから、僕に吉村さんが判こを押しとんのを見せてください。市民運動で告発します。それか、百条でしてください。

○川崎委員長 これに関する質問なりはありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

証人からいろいろ被害届の問題、また告訴状の問題点があるんじゃないかというふうな証言がありました。この百条委員会も5月末をもって各委員が選挙のために辞職というんですか、委員会が自然解散みたいな形になりますんで、できるだけ早くこれまでの調査結果をまとめて、次期6月以降の新しい議員のもとでまとめの中で問題点をさらに深めるという意味では……。

〔「そない勝手なことを委員長言うたらあかんで。見てみい、事務局がびっくりしようるが」と呼ぶ者あり〕

どうするか、その辺はまとめの中で皆さんの御意見をしっかり聞いて、できるだけまとめていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

守井委員。

○守井委員 今の6月まで延ばすというような話は、任期が切れるんだから、その話は取り消しとったほうがいいんじゃないですか。

〔「そうそう」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 ですから、6月以降は、我々がまとめたことを前提にどうするかは、6月以降の新しい議員のもとで行われ……。

〔「新しい議員が百条をつくるかどうかはわからんで」と呼ぶ者あり〕

いや、つくるとは言ってません。どうまとめてそれをどう引き継ぐかは、次の新しい議員のもとで行われるんで、時間はないんですけれども、しっかりとまとめていきたいということです。

どうぞ。

○守井委員 6月以降の話はなしにして、前向きにまとめていくという話にさせていただいたほうがいいと思います。訂正願います。

○川崎委員長 はい、わかりました。訂正させていただきます。

新しいメンバーは新しいメンバーで、今後については決めていただくということで、我々の仕事は今まとめていくということが非常に大事な時期に入っていると思いますので、皆さんのしっかりしたまとめの意見を御提出願いたいと思います。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で塚元証人に対する尋問は全て終了いたしました。

退室を願います。

以上で本日の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会